

- 国道1号静清立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策を踏まえ、土木工事安全施工技術指針を改定。
- そのほか、各種関連法令の改定・通達等に伴う改定。

土木工事安全施工技術指針

- 国土交通省で行う一般的な工事の安全施工の技術指針
- 「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬類取締法」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、国土交通省所管工事に適用できるように作成
- 工事の設計、施工、監督にあたっての安全施工に向けた参考活用を目的

主な改定内容(抜粋)

- ① **国道1号静清立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策(追加)**
第14章 橋梁工事(架設工事) 第3節 鋼橋架設作業
 - 2. 架設時の安全対策(基本方針)
 - 14. 降下作業に関する安全対策
 - 15. セッティングビーム使用時の安全対策 等
- ② **安衛則の改正を踏まえた記載内容の改定(安衛則の改正された表現を反映)**
第2章 安全措置一般 第5節 墜落防止の措置
 - 1. 足場通路等からの墜落防止措置
 - (5) 足場等の作業床は、**点検者を指名して**、日常作業開始前及び必要に応じ**点検させ**、保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。